

フットボールクラブ北条 規約

平成25年4月1日 作成

平成26年4月1日 改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 本少年団は名称を『フットボールクラブ北条』という。
(以下、本少年団と略す。)

(所在地)

第2条 本少年団の所在地を、団長宅に置く。

(目的)

第3条 本少年団は、学校教育活動外においてサッカーを通じて青少年の健全な育成を図ると共に、サッカーの技術向上及び地域スポーツ活動の振興に寄与することを目的とする。

(活動目標)

第4条 本少年団の活動目標は、下記とする。

- (1) 明るく元気な子供を育てる。
- (2) 強さの中にも、優しさを持ち自立できる子供に育てる。
- (3) サッカースキルの向上を図り、質の高いチーム作りを目指す。

(事故防止及び責任)

第5条 本少年団は、永続的发展のため次の事項を定める。

- (1) 少年団の通常の練習及び試合における不慮の事故並びに障害については、スポーツ障害保険加入により保障することとし、指導者にその責任を負わないものとする。
- (2) 保護者は、少年団活動に参加させるにあたっては、事故防止のため指導者の指示に従うべく十分な指導をする。
- (3) 保護者は、少年団活動に参加させるにあたっては、事前に児童の健康チェックを行うこととし、それらの過失によるものについては、指導者にその責任を問わない。

第2章 団員

(構成)

第6条 本少年団は、目的を理解し、入団を希望する小学校1年生から6年生をもって構成する。

(入退団等の手続)

- 第7条 本少年団への入団は、所定の入団用紙に必要事項を記入し、本人の意思確認をした上で別に定める会費を添えて事務局に提出し団員登録をする。
- 2 特別な理由により、本少年団を休団するときは、あらかじめ休団申込書に必要事項を記入し、団長の了解を得る。また、復団する際も指定用紙に記入し各学年役員へ提出する。
 - 3 本少年団からの退団は、退団申込書を添えて都度できるものとする。但し、本人(団員)の意思を尊重する。途中退団の場合は事務局と協議の上、団費を返却する。

第3章 役員

(執行部)

- 第8条 本少年団の執行部に、団長、指導者及び理事からなる次の役員を置く。
- (1) 団長 1名
 - (2) ヘッドコーチ 1名
 - (3) コーチ及び補助コーチ 若干名
 - (4) 理事 若干名
- 2 団長は、本少年団を代表し、団務を統括する。
 - 3 ヘッドコーチは、団長を補佐し、団の活動全般の運営にあたる。
 - 4 コーチ及び補助コーチは、本少年団の活動を推進する。
 - 5 理事は、本少年団の活動を推進し、助言する。
 - 6 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(指導者及び指導者の任務)

- 第9条 本少年団では、活動を指導するための指導者を置く。
- 2 指導者は、本少年団の代表者及び総会での承認を得る。
 - 3 本少年団で承認を得た指導者は、活動目標に従いサッカースポーツ少年団の目的を達成するために、団員の活動を指導する。

(審判部)

- 第10条 本少年団に、審判部を置く。
- 2 審判部は、本少年団の活動が競技規則に則ったものになるよう指導する。
 - 3 審判部役員は、執行部において選出し、総会において承認するものとする。
 - 4 審判員は、原則として有資格者とする。4級審判員資格を新規取得及び更新する場合は、団からその費用を支給するものとする。
 - 5 4級審判員資格を新規に取得した場合は、審判用具費として団から5000円を支給するものとする。
 - 6 審判員が自分の子供以外の学年に帯同する場合、およびスタッフ・保護者以外の審判員(OBなど)が帯同する場合は、日当として1000円及び弁当を団から支給するものとする。

(育成会)

第11条 本少年団に、団員保護者からなる育成会を置く。

2 育成会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 会計監査 若干名
- (5) 事務局 若干名
- (6) 学年担当役員 (各学年若干名)

3 会長は、育成会を代表し、会務を統括するとともに、本少年団の理事を兼ねるものとする。

4 副会長は、会長を補佐又は代行し、本少年団の理事を兼ねるものとする。

5 会計は、本少年団の会計を担当し、本少年団の理事を兼ねるものとする。

6 会計監査は、会計を監査し、本少年団の理事を兼ねるものとする。

7 事務局は、本少年団の練習及び大会などの詳細について関係者に周知し、又はブログを管理し、本少年団の理事を兼ねるものとする。

8 学年担当役員は、各学年の運営を担当し、本少年団の理事を兼ねるものとする。

※ 次年度役員を選出は、各学年で行い総会の承認を得て決定する。

(総会)

第12条 本少年団の業務の決定は、総会によって行う。

2 総会は、団長がこれを招集する。

3 総会は、年1回(4月初)とするが、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

4 総会は、その出席者をもって成立するものとする。

5 総会には、議長を置き、議長はその都度選任する。

第4章 会計

(会計)

第13条 本少年団の会計は、団員保護者の納める団費、寄付金、補助金、その他の収入によって構成する。

(会費)

第14条 本少年団の団費は、次の通りとする。

- (1) 小学1～2年生：1か月 1000円
- (2) 小学3～6年生：1か月 1500円

2 団費の他に発生する費用は、別途納入するものとする。

(会計年度)

第15条 本少年団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 規約改正

(規約の改正)

第16条 この規約を改正しようとする時は、総会において承認を得なければならない。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、執行部において協議の上、その都度定める。

(附則)

この規約は、平成25年4月1日より施行する。